

令和 2 年 6 月 24 日現在

機関番号：34451

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04852

研究課題名（和文）普通科高等学校における特別な支援を要する生徒への合理的配慮提供システムの研究

研究課題名（英文）Research on a system for providing reasonable accommodation for students with special needs in high schools

研究代表者

岡 耕平（Oka, Kohei）

滋慶医療科学大学院大学・医療管理学研究科・准教授

研究者番号：90466863

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、普通科高等学校において、特別な支援が必要な生徒に対して支援を提供するための学校組織の組成プロセスについて明らかにするとともに、支援効果を検討した。研究者が自ら学校組織に参加するアクションリサーチの結果、当初は特別支援に関心の薄かった組織が、最終的に情報共有システムと外部リソースを活用しながら特別な支援を提供できる組織になった。そしてその経過を示すことができた。また、特に多くの支援が必要だった生徒4名について、支援の前後での自尊感情を比較した結果、全員の自尊感情が向上したことが明らかになった。これら結果は、普通科高等学校における今後の特別支援に関する組成の参考になるだろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高校進学率が100%に近い現在において、高等学校は多様化する支援ニーズに対応する必要がある。しかし小中学校と比べて義務教育ではない高等学校では、特別支援に対する組織的対応は遅れている。特別支援の専門知識をもつ人がほとんどいない高等学校において、生徒のニーズをアセスメントし、個に応じた支援を提供できる組織をつくるノウハウは全国的に需要がある。本研究結果は、普通科の高等学校が特別支援に対応できる組織に再編成されるまでのクリアすべき議論と長期間にわたる組成のプロセスを示したものであり、学術的知見として意義がある。この結果はまた同様のニーズを持つ他の高等学校においても役立つと考えられる。

研究成果の概要（英文）：In this study, we propose to develop a system to provide support for students with special needs at a general high school. This study clarified the process of reorganization of the school. And also, the effectiveness of the support was examined. The researcher conducted action research that involved school organizations. As a result, the organization, which was initially uninterested in special needs, eventually developed an information sharing system and external resources. The organization was also able to provide special education. The results of the study were able to show the progress of the reorganization. In addition, the self-esteem of four students who needed more support was compared before and after the support. The results showed that the self-esteem of all four students was improved. These results will be helpful in reorganizing high schools to provide special needs.

研究分野：特別支援教育学

キーワード：合理的配慮 高等学校 発達障害 知的障害 インクルーシブ教育 特別支援教育

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

インクルーシブ教育の重要性を認識しながらも対応できず混乱する教育現場

近年の特別支援教育において、インクルーシブ教育システムがキーワードになっている。平成22年に文部科学省が開催した「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」においても、どのように障害のある子どもたちを地域の普通学校で学ぶことができるようにするかということが、重要な議題のひとつとなっていた。学校教育の現場でも、インクルージョンやインクルーシブ教育という言葉が聞かれる機会が増え、障害のある子どもたちが特別支援学校ではなく、地域の普通学校で学ぶケースが増加している。しかしながら、実際の教育現場において、受け入れる素地が整っていないという問題がある (cf. 文科省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会, 2012)。

最近では進学校ではない学校において、定員割れに伴い従来であれば入試に合格しなかったと思われる知的・発達障害の疑われる生徒が多く入学している現状がある。教員は何とかして卒業させたいとは考えるものの、どのように対処すれば良いのかわからずに困っている。一方で生徒は授業についていけず退学せざるを得なくなる。このようなミスマッチを何とか解消したい。

概念の理解の困難と共に具体策の立案も困難な「合理的配慮」

インクルーシブ教育に関連することとして、日本では2011年8月5日に障害者基本法が一部改正され、障害のある人の「社会的障壁を取り除くために合理的な配慮」の提供が明文化された。合理的配慮とは、障害者の個別ニーズに応じて配慮を提供することである。このとき、配慮を提供する側と障害当事者やステークホルダーの間の合議に基づき「納得と合意の得られた範囲で」配慮を行うことがポイントになっている。しかしながら、現在の日本の教育現場においてこのような合理的配慮を提供せよという指示は無理がある。障害およびその支援方法に関する知識が不十分であることと、何が合理的かということ判断するための合議のシステムが整備されていないためである。合理的配慮を提供し、インクルーシブな教育を実現するためには以下が必要となるが、現状ではこれら条件が満たされていない

- A) 教育者がICFに基づいた社会モデルの考え方を採用し、障害支援に取り組むこと
- B) 認知の困難が疑われる生徒の認知的特性を正確に把握すること
- C) 環境を生徒に合わせることで (e.g. 障害支援技術の適用) 能力を底上げすること
- D) どんな生徒にどう対応すれば良いか具体的な問題解決手段を教員が共有すること

「障害があるか否か」というディスクレパンシーモデルに基づいた支援の限界

実際の学校現場では、「他の生徒と同じ教育方法では教育効果を認めることが難しい生徒」が存在する。知的・発達障害が疑われるが、本人に自覚のない場合や、本人が障害を公表しない場合、親が公表させない場合、等がある。このことについて、「障害の有無を確認し、障害の認定のある生徒を支援する」というディスクレパンシーモデルでは、前述の生徒は支援の対象にならなくなってしまう。ゆえに、成績や出席率、課題提出率等の客観的基準を設けて平均から著しく低い値を示した者を対象に、段階的に支援するモデル (e.g. Response to Intervention Model: RTI Model, Johnson, Mellard, Fuches & McKnight, 2006) の方が現状に適している。

ところが、このようなシステムは現状の学校現場では採用されていない。上記学校現場の問題を解決するためには、合理的配慮を行うプロセスを明確にし、それらを遂行するチームとルール作りが必要である。学校現場では、教員間に考え方のばらつきはあるものの、何とか問題解決したいと考えている教員が多い。しかし、その方法が分からないのが現状である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、普通科高等学校において特別な支援を要する生徒に対し、合理的配慮をおこなうための教員チームを組成するための方法を考案することである。近年、インクルーシブ教育や障害者権利条約批准に伴って、合理的配慮の概念が広まる一方で、実際に合理的配慮をどのように考え、どのように提供するかについては、うまく対応できていないのが学校の現状である。合理的配慮を検討し実施するためには、専門チームの組成とその対応手続きが必要になる。本研究は実際の高等学校の中で生じている合理的配慮提供の課題を整理し、組成と配慮検討のために必要な手続きを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は合理的配慮を提供するシステムを作るため、研究フィールドである普通科高等学校において、(A) 学校組織を対象としたアクションリサーチと、(B) 生徒を対象にした環境調整および支援技術の適用による支援効果検証、の2点について、4年間で実施した。

(A) については、障害特性理解および合理的配慮の考え方の研修の実施や実際に研究者自身が生徒の支援について教員に助言する「アクション」を実施しつつ、これらアクションによって学校内における支援チームがどのように組成されていったか、そのプロセスを調査した。

(B) については、上記の「アクション」によって調査対象となった生徒が、学校生活での困り感と認知的困難のアセスメントおよびそれに基づいた合理的配慮を受ける中で、学習状況や自尊感情がどのように変化したか Rosenberg (1965) の尺度を用いて検討した。

調査協力校

大阪府下にある公立の普通科高等学校 1 校。知的障害や発達障害が疑われる生徒や家庭に貧困問題を抱える生徒などさまざまな背景をもつ生徒が多く在籍している。学校規模としては大阪府下の他の公立校と同程度であったが、研究期間中に閉校が決定し、研究実施 2 年目から新規入学生の募集を停止していた。

倫理的配慮

本研究に際し、研究者の所属機関での倫理審査の承認を受けた。また協力校の学校長全員（期間中に校長が替わったため）から調査協力の許可を得た。生徒に調査への協力を依頼する際には、対象生徒から個別に調査協力への同意書を得た。

4. 研究成果

障害か否かを問わない生徒のアセスメントと支援方法のガイドライン

現在の学校における支援体制は障害か否かを判定した結果、障害があると判断された場合に支援を提供するディスクレパンシーモデルである。この方法であれば障害があると判定されない限りは支援を受けることができない。また、障害があるかどうかの結論が出るまで支援が受けられない。この問題を解消するためには、入学からの早い段階で生徒の抱える困難をアセスメントし、障害か否かに拘らず必要な支援を提供できるような仕組みが必要である。

本研究では 2 つのアプローチで、障害か否かに拘らず必要な支援を提供できるような仕組みを構築し、実践することとなった。

高校生活支援カードの活用

大阪府の公立高等学校では入学時に「高校生活支援カード」を作成することが求められている。高校生活支援カードは学校側が入学時点で生徒と保護者のニーズを把握するために用いられるものであるが、大阪府ではこれを各学校がニーズに合わせてカスタマイズすることを推奨している。そこで対象校では研究者と構内担当者が議論し、オリジナルの調査項目を加えることとした。その調査項目とは、発達障害（自閉スペクトラム症：ASD、学習障害：LD、注意欠陥・多動性障害：AD/HD）の特徴を尋ねるものであった。質問項目は文部科学省（2012）「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の質問項目を参考に作成した。なお、調査ではこれら項目への回答結果を持って発達障害か否かを判定するといった運用は行わなかった。あくまで、生徒の困り感を入学時点で把握するためのみに活用した。

これらの取り組みの結果、想定されていたような事前アセスメントの効果は認められなかった。プライバシー保護の観点から結果の数値はデータとして提供していただけなかったが、総評として、入学後数ヶ月の生徒の様子を観察結果及び成績と、入学時のアセスメント結果が整合しないという教員側の意見が多く確認された。理由として、アセスメント項目への回答が、本人が書くべき項目であるにもかかわらず保護者が回答していたり、本人の自己認識と実態が整合していなかったりすることが関係していると考えられた。

生徒の困難を教師が見極め、学習支援に結びつけるためのガイドの作成

重要なのは生徒が示す学習上／学校生活上の困難に対して、教員がその困難に気づき、支援することである。そこで、調査校でよく観察される生徒の困難を集約し、そのような困難が認められた場合に、どのように困難について考えどのように支援すると良いか、学習支援のためのガイドを作成した。

この成果は「教員のための学習支援指導ガイド（普通科高等学校向け）」として研究者のウェブサイトで公開し、全国から問い合わせと活用の報告をいただいている。

教員のための学習支援指導ガイド（普通科高等学校向け）

<https://okakohei.com/guide.pdf>

校内支援チーム成立のプロセス

筆者（図内では特別支援教育研究者）が協力校に関わり出してから始まった特別な支援を必要とする生徒を支援するための組織編成の変遷について、図 1 から図 6 に示す。第 1 期は校長のトップダウン判断によって取り組みが開始されたものの、課題のある生徒の担任及びその学年主任のみが対応したのみで、その他の教員の関心は低かった。関心の低い教員に理由を確認したところ「高校は義務教育ではないので、そのような対応をする必要はないのではないか」「高校に向いていない生徒を高校に留めておくのは本人のためにならないのではないか」といった意見があった。他方、関心を示した教員に理由を確認したところ「現実問題として、一般的な指導方法では進級基準を満たせない生徒が複数いるため、何とかしないとイケない」「高校は義務教育ではないので特別支援をしなくて良い、という時代ではない」といった意見があった。

第1期 組織構成

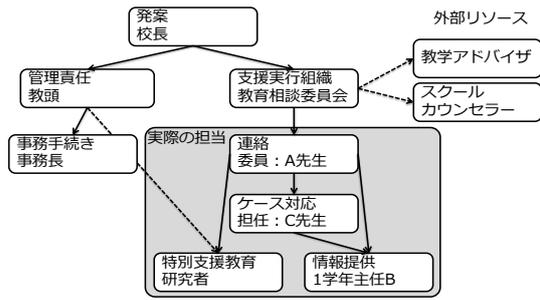


図1. 特別支援のための組織構成図 (第1期)

第1期は、知的障害が疑われる1名の生徒の担任、およびその生徒のいる学年主任のみが積極的に支援に関与するという状況であった。外部リソースとしては教学アドバイザーとスクールカウンセラーがいたが、知的障害については専門外ということで支援に関する連携をとることはできなかった。研究者がWISC-IVを実施し、FSIQが50程度であることを確認したため、組織的に特別な支援が必要であるという認識が広がった。当該の生徒への支援の結果、成績の部分的向上や保護者の学校への信頼が高まり、学年団から支援に対するポジティブな評価が得られるようになった。

第2期 組織構成

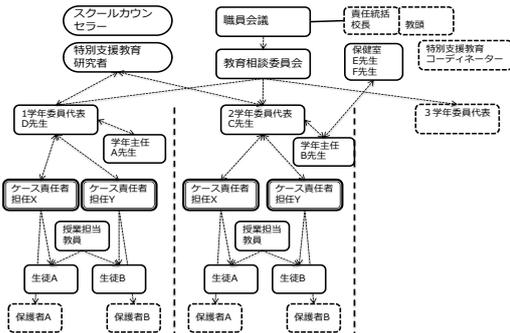


図2. 特別支援のための組織構成図 (第2期)

第2期は、第1期の部分的成功を踏まえ、組織的支援に協力しようという動きが学校内で出てきた。どの分掌が支援の担当を請け負うか職員会議で議論され、教育相談委員会の担当ということになった。ここで改めて、各学年団に支援の必要な生徒の「洗い出し」が要請されたが、第3学年からは該当する生徒がいないと協力が得られなかった。実際は、特別な支援が必要な生徒は進級できず退学していたことがその背景にあった。また、この時点では特別支援教育コーディネーターは名義的には存在したものの、コーディネーターとして機能していなかったため、実質的にB先生がその役割を担った。

第3期 組織構成

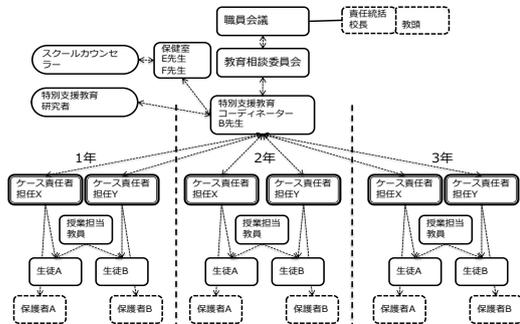


図3. 特別支援のための組織構成図 (第3期)

第3期は、第2期の反省を経て、特別支援教育コーディネーターとして前期まで支援チームの中心的役割を担っていたB先生がその任に着いた。コーディネーターが情報のハブとして各学年から情報を集め、外部の専門家や委員会との調整役を担った。過重な負担を避けるため、特別な支援ニーズのある生徒への対応については各担任が責任を持つことになった。第3期の組成をもって実質的に学校全体で特別なニーズのある生徒の選出、ケース会議、支援内容の決定、進路への橋渡し、といったことが可能になった。しかしながら、校内では特別な支援を要する生徒については、コーディネーターに一任する動きが見られ、コーディネーターにとって過重な負担が生じる結果となった。

第4期 組織構成

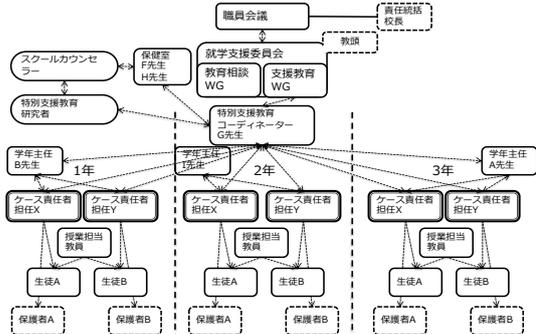


図4. 特別支援のための組織構成図 (第4期)

第4期は、特別支援に関する議題が増え、教育相談委員会の負担が大きくなったことを踏まえ、教育相談委員会が修学支援委員会として改組され、委員会内を教育相談ワーキンググループと支援教育ワーキンググループに分けられた。また、修学支援委員会に管理職の教頭が参加することとなった。委員会の増加によって各教員の負担が増えることを避けるための対応であった。また、特別支援教育コーディネーターは主席のG先生となり、こ

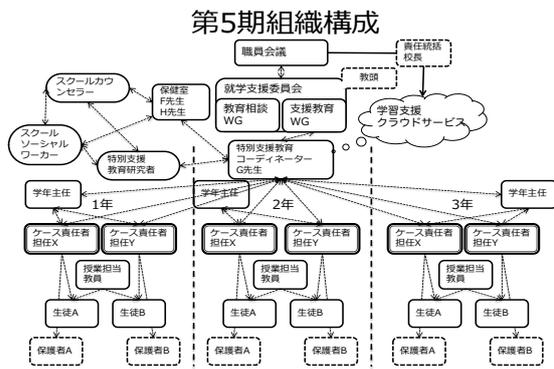


図5. 特別支援のための組織構成図 (第5期)

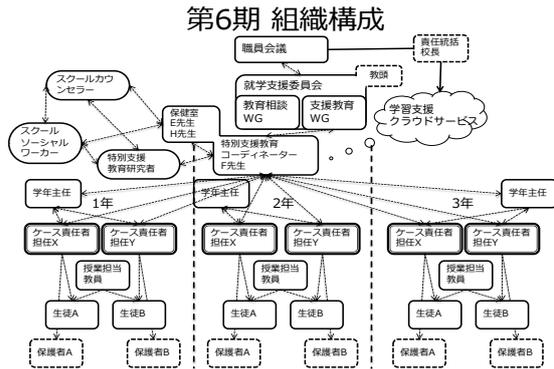


図6. 特別支援のための組織構成図 (第6期)

れまで担当されたB先生はそのサポートに回った。これはB先生1人に負担をかけないという目的だけではなく、その支援ノウハウを組織として引き継ぐための工夫でもあった。

第5期は、第4期と組成は同じであるが、新たに外部リソースとしてスクールソーシャルワーカーが加わり、外部の専門家同士の情報交換の機会も設けられるようになった。また、校長の判断で学校全体に学習支援クラウドサービスの利用が開始された。これにより、それぞれの生徒に関しての様々な情報がクラウド経由で共有できるようになり、引き継ぎ情報が集約しやすくなった。

第6期は、特別支援教育コーディネーターがG先生からF先生に交代した。学習支援クラウドサービスへの情報共有のやり方や、特別な支援の必要性が検討される生徒をピックアップし、外部の専門家と連携するための手続きが明文化され、よりスムーズに運用されるようになった。

以上より、普通科高等学校で特別支援に対応するチームがどのように組成され、どのような問題が生じ、その問題をどのように発展的に解決したかを示すことができた。これまで普通科で、さらに義務教育ではない高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に

対してどのように対応すべきかを示した研究知見は見当たらないため、今回の研究では新たな知見が得られたといえる。また、本研究は普通科高等学校でまた国や地方自治体からの特別な予算がつかない状況で実施されたものであるため、他の普通科高等学校においても参考にしやすいのではないかと考えられる。

生徒への支援と自尊感情の変化

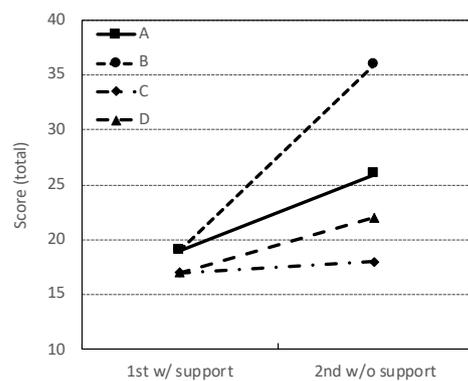


図7. 支援開始前後での自尊感情得点の変化

生徒への支援の効果を検討するため、自尊心尺度を適用し、支援の開始のタイミングから、支援開始一定期間後の生徒個人の自尊感情の変化について検討した(図7)。期間はおよそ半年から1年で、面談日程の都合上、個人によってその期間は異なった。調査のタイミングや倫理審査のタイミング、その他本人の希望により、4名(A, B, C, D)のみのデータしか得られなかったが、4名とも個人差はあるものの支援前より支援開始後に自尊感情得点が上がっていることが明らかになった。ただし、この自尊感情の向上は支援がない他の生徒との比較がないため、支援のみによってもたらされた効果とは断定できないことに留意する必要がある。

その他、さまざまな困難を示す生徒への支援機器の適用および支援機器の開発

本研究では、さまざまな困難を示す生徒に対して、機器による支援についても実験的に検討した。これらは本研究計画から派生したパイロットスタディ的な要素もあり、いずれもまとまった成果は得られなかったが、その一部を学会で発表した。

文献

- Johnson, E., Mellard, D. F., Fuchs, D. and McKnight, M. A. (2006). Responsiveness to Intervention (RTI): How to Do It. [RTI Manual]. National Research Center on Learning Disabilities. <https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED496979.pdf> (2020/06/20閲覧)
- Rosenberg, M. (1965). Society and the adolescent self-image. Princeton, NJ: Princeton University Press.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 岡耕平・白石知也・白石いつみ	4. 巻 20(3)
2. 論文標題 知的障害のある人の認知的支援のための音声アシスタント制作を目指した課題整理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ヒューマンインタフェース学会研究報告集,	6. 最初と最後の頁 23-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岡耕平
2. 発表標題 ゲーム依存に関する萌芽的研究
3. 学会等名 第2回 犬山認知行動研究会議
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡耕平・平林ルミ
2. 発表標題 学びの苦手を調べる
3. 学会等名 ATACカンファレンス2017（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡耕平
2. 発表標題 教育におけるコミュニケーション支援
3. 学会等名 SIGCE第15回研究談話会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡耕平
2. 発表標題 知的・発達障害のある人へのICTによるアセスメント
3. 学会等名 モバイルシンポジウム'17(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡耕平
2. 発表標題 障害支援領域における適応認知行動研究のニーズとシーズ
3. 学会等名 第1回犬山認知行動研究会議
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

教員のための学習支援指導ガイド(普通科高等学校向け) http://okakohei.com/guide.pdf

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考